

○萩市文化関係全国大会等出場助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における文化の振興を図るため、文化に関する全国大会等に出場する個人又は団体に対して交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第2条 助成金の交付の対象となる大会は、国又は地方公共団体が主催、共催若しくは後援する全国大会で、市が適当と認める大会とする。

(対象者)

第3条 交付の対象となるものは、本市を含む地域を対象とする予選又は選考を経て、本市を代表して出場資格を得た、次の各号に該当するものとする。ただし、全国から

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に通学する者
- (2) 市内に活動の本拠を有する団体

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該年度予算の範囲内で、大会出場者1人当たり10,000円を限度とし、団体にあつては、一団体当たり200,000円を限度とする。ただし、20人未満の団体にあつては、1人当たり10,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、萩市文化関係全国大会等出場者助成金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添付して、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を審査のうえ適当と認めるときは交付を決定し、萩市文化関係全国大会等出場者助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、萩市文化関係全国大会等出場者助成金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 助成金は、前条の規定による交付決定後、萩市文化関係全国大会等出場者助成金交付請求書(第4号様式)による申請者の請求に基づき、交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が交付申請の内容に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した助成金がある場合には、市長は、期限を定めて当該取り消し部分に係る助成金の返還を命じるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

萩市文化関係全国大会等出場者助成金交付申請書

萩市長 あて

住 所

(団体名)

氏 名

㊟

(代表者名)

年度萩市文化関係全国大会等出場者助成金の交付を受けたいので、萩市文化関係全国大会等出場者助成金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

大 会 名	
開 催 場 所	
開 催 時 期	
出 場 人 員	
出 場 者 名	
大会出場に要する経費 (項目ごとに列挙)	
助 成 金 申 請 額	

添付書類

- (1) 予選の際の大会要項、成績及び対象となる大会要項、大会参加日程書
- (2) 団体出場の場合は、出場者名簿(住所、氏名、所属)

※ 対象となる大会の終了後、プログラム等や結果が分かる資料を提出すること。

第3号様式（第6条関係）

指令萩文生第 号
年 月 日

萩市文化関係全国大会等出場者助成金不交付決定通知書

様

萩 市 長 印

年 月 日付けで申請のありました 年度萩市文化関係全国大会等
出場者助成金について、下記のとおり助成金を交付しないと決定しましたので、萩市文化
関係全国大会等出場者助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

不交付とした理由

